

平群町選挙管理委員会告示 第四号

令和八年六月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十八号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第四条第一項及び第四条の二第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第四条第十一項及び第四条の二第十五項に規定する選挙権を有する者の総数の六分の一の数並びに地方自治法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

令和八年六月一日

平群町選挙管理委員会  
委員長 井田和夫

三分の一の数	五二〇五人
六分の一の数	二六〇三人
五十分の一の数	三一三人